

議案第59号

二宮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和7年11月28日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

人事院勧告に基づき、会計年度任用職員の費用弁償の額を改定することに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

## 二宮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

二宮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年二宮町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項第2号ウ中「338円」を「347円」に改め、同号エ中「476円」を「495円」に改め、同号オ中「614円」を「642円」に改め、同号カ中「752円」を「790円」に改め、同号キ中「890円」を「938円」に改め、同号ク中「1,028円」を「1,085円」に改め、同号ケ中「1,161円」を「1,233円」に改め、同号コ中「1,247円」を「1,385円」に改め、同号サ中「1,333円」を「1,538円」に改め、同号シ中「1,419円」を「1,690円」に改め、同号ス中「1,504円」を「1,842円」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(議案第59号) 二宮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 通勤に係る費用弁償の額は、次に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じて定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 給与条例第7条の4第1項第2号に掲げる職員 次に掲げる区分に応じた額に当該月に通勤した日数を乗じて得た額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 347円</p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 495円</p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 642円</p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 790円</p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 938円</p> <p>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 1,085円</p> <p>ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 1,233円</p> <p>コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 1,385円</p> <p>サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 1,538円</p> <p>シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 1,690円</p> <p>ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 1,842円</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 通勤に係る費用弁償の額は、次に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じて定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 給与条例第7条の4第1項第2号に掲げる職員 次に掲げる区分に応じた額に当該月に通勤した日数を乗じて得た額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 338円</p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 476円</p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 614円</p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 752円</p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 890円</p> <p>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 1,028円</p> <p>ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 1,161円</p> <p>コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 1,247円</p> <p>サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 1,333円</p> <p>シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 1,419円</p> <p>ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 1,504円</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>